

4. 長浜市・米原市における地域防災力向上の取組／（2）米原市

項目	内容	項目	内容
女性消防団活動	5月ケーブルTVによる防火啓発 3月 火災予防街頭啓発（予定）	施設整備	防災アプリ運用開始 屋外スピーカー再整備
防災訓練	9/3 総合防災訓練	自主防災組織育成	出張・趣旨説明実施、地域防災リーダー研修開催
防災出前講座	防災講演会 1回、出前講座13回		

平成29年度の取組

- 【①防災講演会や出前講座を通じた防災意識啓発】
 - ・防災講演会や出前講座等を通じ、防災意識の向上や災害時の心構えなど各種啓発活動を実施
 - ⇒防災講演会 1回、出前講座13回（実施予定分含む）
- 【②女性消防班による活動】
 - ・女性の持つソフトな面をいかして、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等を促進する。
 - ⇒ケーブルTVによる防火啓発や街頭啓発を実施。他市女性消防団との交流や、応急手当の普及指導のため、応急手当普及員の資格取得を行うなど、技能取得や啓発活動に努めた。
- 【③総合防災訓練】
 - ・関係機関および市民がとるべき措置の実践と災害応急対策の習熟、関係機関相互の協力連携対策の確立をめざす。
 - ⇒本年度は例年の訓練に加え、より実践的な取り組みとして、事前研修を含む避難所運営訓練やパペット避難訓練などを実施し、災害時の行動を確認。
- 【④防災行政無線の更新】
 - ・平成28年度、29年度の2か年かけて、新たに携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システムを導入決定。
 - ⇒H29年4月より防災アプリ運用開始。屋外スピーカーの設置工事も終了し、H30年4月より本格運用予定
- 【⑤自主防災会の整備促進】
 - ・市内107自治会のうち、103自治会で自主防災組織を編成（昨年度より1自治会増）
 - ⇒未設置 4自治会に対し、早期設立に向けて出張・趣旨説明を実施
 - ⇒地域防災リーダー研修を実施。自主防災組織60人、消防団員64人参加



総合防災訓練の様子



専用タブレット



防災アプリ



防災用スリムスピーカー

レフレックススピーカー

平成30年度の取組（案）

各種の取組を継続実施

新たに整備を行った防災情報伝達システムの数々

5. 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくりの協議会の法定化に向けて

水防法等の一部を改正する法律（H29年6月19日施行）
報道発表資料

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。
⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を、構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア、水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

- 洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現 (KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率(※) (約37%) (2016年12月)
- 大規模氾濫減災協議会の設置率(※) (約37%) (2016年12月)
- 2021年までに100%を実現 ⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現
- ※ 実行協議会が実施後に、関係機関と連携し、2021年までに100%を実現 ※ 関係機関の設置率は、大規模氾濫減災協議会の設置率(約37%) (2016年12月)

水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画について（H29年6月20日通知）
一部抜粋

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、豊野川の堤防が決壊し、犯瀬町による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の洪水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会福祉審議会「大規模氾濫による被害の軽減のための対策のあり方」について、社会意識の発達は「水防災意識社会」の再構築に向けた一(※) (※平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に若手県が管理する小川川では(要配慮者利用施設)において入浴者が逃げ遅れ運搬に犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について(要旨中)、平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を醸成し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両管申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

水防法に基づく協議会の設置

- 平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づき協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

協議会での取組事項

- 1 現状の本業やリスクの把握と地域住民の共有
- 2 水害対応タイムラインの作成・改訂
- 3 住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- 4 近隣市町村への避難体制の整備
- 5 水防団の応援・連絡体制の整備
- 6 堤防上での危険箇所のスペースを確保するための調査 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度末までに、現在の作成目標を大幅に超過)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について後計、調査を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

要配慮者利用施設における避難確保計画への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に周知する市町村の全ての学校に共有

